

申告期間は 2月16日 ②~3月15日 ①

問い合わせ先

いいえ

町県民税について 税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通) 所得税について

高崎税務署

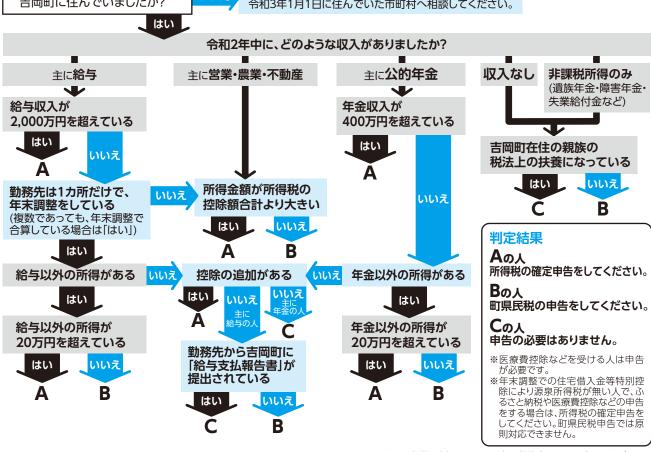
☎027-322-4711

申告が必要か確認しましょう

スタート

令和3年1月1日現在 吉岡町に住んでいましたか? 吉岡町への申告は不要です。

令和3年1月1日に住んでいた市町村へ相談してください。



※フローチャートは一般的な例です。不明な点は税務室にお問い合わせください。

自宅でパソコン・スマホから申 URL https://www.keisan.nta.go.jp

新型コロナウイルス感染症拡大防止のた め、確定申告は自宅でパソコンやスマホから お願いします。

国税庁ホームページの 「確定申告書等作成 コーナー では、画面案内に従って金額などを 入力することで、申告書を作成できます。作成 した申告書は、マイナンバーカードなどを使っ て e-Tax (電子申告) で送信、または印刷して 税務署へ提出できます。



確定申告でお困りのときは「ふたば」に ご相談ください

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ税 務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談く ださい。お問い合わせ内容をメニューから選択する か、文字を入力することにより、人工知能(AI)を活用 して自動でお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホーム ページの「タックスアンサー」をご確認ください。

> Q検索 タックスアンサー

スマホはこちらから





申告に必要なもの

- □ 申告書
- □ 印鑑 (スタンプ印不可)
- 本人確認書類(運転免許証・保険証など)
- □ 個人番号確認書類 (マイナンバーカード・通知カードなど)
- □ 本人名義の預金通帳 (初めて振替納税・還付申告をする場合)
 - ※個人番号確認書類として マイナンバーカードを提示 すれば、本人確認書類は 不要です。

【収入が分かる書類】

- ・源泉徴収票 (給与・年金など) ☆
- ・賃金支払報告書(日雇者など)
- ・収支内訳書 (営業・農業・不動産などの収入がある場合)
- ・肉用牛売却証明書
- ・その他の収入明細書☆
 - ※平成31年4月1日以降、申告の際に上記☆の書類の添付が不要となりましたが、相談時には必要となりますので、忘れずにお持ちください。

【控除に必要な書類】

- ・社会保険料額の分かるもの
- •国民年金保険料控除証明書
- ·生命保険料控除証明書
- •地震保険料控除証明書
- ・その他の証明(障害者手帳、学生証・在学証明書など)
- ※すでに年末調整で上記の控除を受けている場合は、添付または提示は不要です。
- ・医療費控除の明細書 (領収書の提出は不要ですが、5年間 は保存する必要があります。)

申告前に申請・発行を

65歳以上の障害者控除対象者の認定

身体障害者手帳や療育手帳などがなくても、同等の障害があると認定された場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象となることがあります。申請により認定された人には、障害者控除対象者認定書を交付します。

※手帳所持者は、認定書の発行は不要です。

▶対象 令和2年12月31日現在(令和2年中に死亡した人は死亡日現在)、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けているか、介護認定を受けていなくても6カ月以上寝たきりの状態にあることが証明できる人で、町の障害者控除認定基準に該当する人※要介護の認定を受けている人全員が障害者控除の対象になるわけではありません。

▶交付申請

介護高齢室にある用紙で申請してください。

医療費控除用おむつ使用の証明

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用は、所得税や住民税の医療費控除の対象となります。控除を受けるには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、次の①~③をすべて満たす人は、町が発行する「介護保険の主治医意見書の確認書」でも控除を受けることができます。

▶介護保険の主治医意見書の対象

- ①控除を受けたことがあり、2年目以降の人
- ②介護保険の要介護認定を受けている人
- ③主治医意見書の記載内容が一定条件(寝たきり状態であることおよび尿失禁があること)に該当している人

▶交付申請

介護高齢室にある用紙で申請してください。

問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)

役場での申告

大事なお知らせ

例年と異なり、町の会場で受け付けできない申告内容が追加されます。 また、受付会場・時間が変更になります。

【受け付けできない人】

- ①令和2年分以外の確定申告をする人
- ②山林所得や譲渡所得(土地・建物、株式など)がある人
- ③初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ④東日本大震災により住宅などに被害を受けて所得税 の軽減・免除を受ける人

【今年から追加される受け付けできない人】

- ⑤青色申告をする人
- ⑥ふるさと納税を申告する人
- ⑦2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける人 (年末調整で控除を受けている場合は除く。)
- ※町で受け付けできない人は、パソコンやスマホから手続きするか、高崎税務署が開設する会場にて申告してください。

場所

コミュニティーセンター 2階大ホール



※2階へ上るのが困難な人や、特に申告すべき収入などがなく相談だけしたい人は、役場税務室(①番窓口)へお越しください。

受付時間 8:45~11:15、13:15~15:15

※混雑具合により、受け付け終了時間が早まる場合があります。

〈お願い〉

- ①会場での新型コロナウイルス感染リスク軽減 のための対応について
- ・滞在時間短縮のため、収支内訳書、医療費控除明細書は必ず事前に作成してください。
- ・入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した場合には入場をお断りさせていただきます。
- ・発熱症状などにより体調が優れない人は、後日 申告をしてください。
- ・マスクを常時着用し、会場入口で手指の消毒をお願いします。
- ・必要最小限の人数で来てください。

②町会場での作成・受付分確定申告書の税務署への電子的送付について

所得税など還付金がある場合の還付時期早期化を図るため、令和4年以降受け付けの確定申告書を税務署へ電子的に送付します。

なお、電子的に送付するためには申告者個々に所定の手続きをしていただく必要があります。令和3年以降、町での申告の際に手続きについてご案内しますので、ご協力ください。

※注意事項: 駐車場などで職員が口座番号、暗証番号などを聞き取ることは絶対にありません。 不特定多数 の人が出入りする場所ではご注意ください。

対象地区		期日
小倉		2月16日※
上野原		2月17日®
上野田		2月18日帝
下野田	北部全部	2月19日金
	原、宮下、中部	2月22日周
北下		2月24日®
南下•陣場		2月25日帝
大久保寺下		3月1日周
大久保寺上	中町、上町、田端	3月2日※
	三津屋1・2区	3月3日⊛
	三津屋3・4区、町営住宅	3月4日帝
溝祭	溝祭南部一•二•三区	3月5日金
	溝祭中部、北部1·2区	3月8日周
駒寄	駒寄東・西、駒寄台東・中・西	3月9日⊛
	瀬来東•西	3月10日®
漆原西		3月11日帝
漆原東		3月12日金
上記日程で都合がつかない人		2月26日盦 3月15日

高崎税務署が設置する会場での申告

ビエント高崎エクセルホール 所 (高崎市問屋町 2-7)



期 間

2月16日∞~3月15日周

※土・日・祝日を除く。 ただし、2月21日 ②・2月28日 ③ は開場

ふるさと納税をした人へ

次のいずれかに当てはまる人は、ワンストッ プ特例制度の適用を受けられないため、ふるさ と納税に係る寄附金控除を含めて所得税の確 定申告が必要です。

- ●ふるさと納税に係る寄附金控除を含めず、所 得税の確定申告・町県民税の申告をした人
- ●6団体以上の自治体にふるさと納税をした人
- ●ワンストップ特例申告書を提出したが、記載 住所などに不備があった人
 - 申告期間中は、高崎税務署での相談・申 告はできません。
 - 会場では、ご自身でパソコンなどを操作 して確定申告書を作成します。

受付時間

9:00~16:00

※混雑具合により、受け付け終了時間が早まる場合があります。

問い合わせ先

☎027-322-4711 高崎税務署

※自動音声案内に従い、該当の番号を選択してください。

新型コロナウイルス感染リスク軽減のための入場制限

申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場での当日 配布かLINEアプリを通じたオンラインでの事前発行により取得できます。詳しくは、国税庁ホームページ を確認するか、税務署へお問い合わせください。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます



※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月中旬以降サービスを開始する予定です。